国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進 。 - 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 -

一行政古情救済推進云譲の息見を踏まえにめつせんに対する関係機関の回合

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議(座長: 松尾 邦弘(弁護士、元検事総長))に諮り、その意見を踏まえて、平成30年3月13日 に厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんについて、厚生労働省から平成30年9月13日付けで回答を受領しました。

行政相談の要旨

国民健康保険の被保険者のうち70歳以上75歳未満の者は、医療機関で診療を受ける際に、市町村から交付される国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)に加えて国民健康保険高齢受給者証(以下「高齢受給者証」という。)を提示しなければならない。しかし、市町村によっては、カードサイズの被保険者証と別にはがきサイズの高齢受給者証を交付しており、携帯に不便である。

(注) 本相談は、栃木行政評価事務所(現栃木行政監視行政相談センター)が受け付けた ものであり、平成27年1月1日から29年8月31日までに、同様の相談がほかに4件寄せら れている。

あっせん要旨

厚生労働省は、市町村に おける被保険者証と高齢受 給者証の一体化の推進に資 するよう、

- ①全国の都道府県における 一体化の推進状況及び市町 村における一体化の取組状 況
- ②都道府県による市町村へ の一体化の支援策

を把握し、その情報を地方 公共団体に提供する必要が ある。

回答要旨

被保険者証と高齢受給者証の一体 化の取組状況について、平成30年4月 に全市町村に対し調査を行った(調 査結果は9月に全都道府県に情報提 供)。

また、7月に全都道府県宛てに通知を発出し、①一体化の実施に向けた検討を行うこと、②市町村への支援等を依頼した。

さらに、一体化の取組を促進する ため、国民健康保険法施行規則を改 正し、被保険者証と高齢受給者証が 一体となった被保険者証を一様式と して追加した(8月1日施行)。





<連絡先>総務省行政評価局行政相談管理官室(田中、吉永)

電 話:03-5253-5425(直通)、FAX:03-5253-5426

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html